

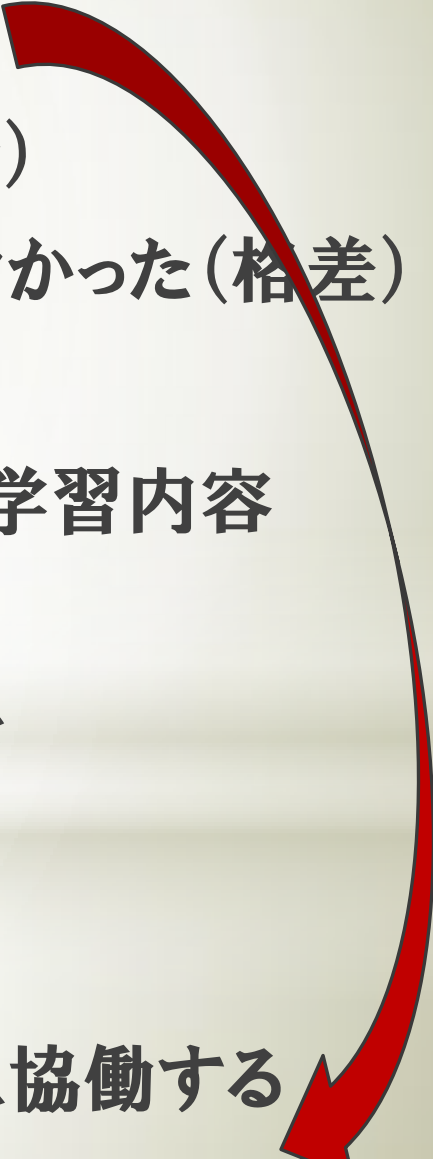
全難聴福祉大会in三重 第2分科会 2014.10.25
要約筆記者派遣事業の現状と厚労省モデル要綱の示す方向

要約筆記事業と 要約筆記者の倫理

～制度の質を担保するために～

(特非)全国要約筆記問題研究会
理事長 三宅 初穂

I 要約筆記事業の変遷

- 1) 全難聴の検討事業を再検証する
 - ① 社会福祉法に組み込まれたこと(背景)
 - ② 奉仕員カリキュラムでは平準化できなかった(格差)
 - 2) 要約筆記者養成カリキュラムの意義
 - ① 知識、技術、意識を一貫してとらえた学習内容
 - ② 福祉従事者としてとらえた学習内容
 - ③ カリキュラム通知以降の厚労省の動き
 - 3) 意思疎通支援事業モデル要綱の実現
 - ① 難聴協会のミッションを見直す
 - ② 要綱を地元に関わりかけるために支部と協働する
- 

1) 全難聴の検討事業を再検証する(報告書から)

厚生労働省要約筆記奉仕員養成カリキュラムが1999年に通知後、各地で講習会への予算化を促進した。
カリキュラムの運用、基礎と応用課程の実施方法がまちまちであることは、両課程が設定している到達度やねらいの受け止め方が統一されていないということでもある。

<派遣に関して>

コーディネーターが、技術のある要約筆記者が不足していると感じているので、養成にかなりの課題があると言わざるをいえない。今後、要約筆記が福祉サービスとして位置づけられるならば、専門職能としての意識を養成段階から持たねばならない。

1) 全難聴の検討事業を再検証する(報告書から)


要約筆記が、中途失聴・難聴者の自立の支援をコミュニケーション支援という情報保障の面から役割を果たすには、要約筆記における情報処理と対人支援の専門性を学習し、権利擁護の担い手であると自覚しなければならない。専門性が必要とされる場を考えると大きく3つにわけられる。

- 1 内容の専門性
 - a 内容が高度
 - b 同時性が必要
- 2 対応の専門性
 - a 利用者への対応
 - b 場への働きかけ
- 3 連携の専門性
 - a 派遣元との連携

【専門性の内容】

- 1) 通訳者としての
情報処理技術
- 2) 福祉従事者としての
対人支援技術
- 3) 派遣元と連携できる
社会資源の知識

Ⅱ 制度と専門性

- 1) ボランティア活動と制度化のすみわけ
 - ①先駆的な活動から社会基盤に(法的な整備)
 - 2) 要約筆記の持つ福祉的側面と事業の位置づけ
 - ①福祉サービスとしての権利擁護
 - ②合理的配慮や社会環境の整備を進める事業
 - 3) 登録要約筆記者の役割
 - ①専門職として派遣事業体に登録していること
 - ②要約筆記の利用環境の整備を視野に入れること
 - 4) 難聴者にかかわる支援者の役割
 - ①聞こえない困難さを解消する視点が持てること
- 

個人の地域生活をサポート

- 病院受診
- 社会活動
- 同窓会
- 保護者会
- 学習
- 契約・交渉
- 裁判・調停

福祉サービス

総合支援法

合理的配慮

差別解消法

構成員に対する責務

- 企業（会議・研修）
- 教育機関
- 面談
- 説明会
- 講演・セミナー

開催に対する責務

- 公聴会
- 裁判傍聴
- 議会傍聴
- シンポジウム

社会環境整備

障害者権利条約

福祉的援助の強さ

さまざまな文字情報支援の広がり

Ⅳ 要約筆記者の倫理綱領策定の考え方

1) 全要研が策定に踏み切った理由

- ① 要約筆記事業の整備の一環として(必要度)
- ② 職能集団誕生まで待てない(緊急度)

2) 専門性を具現化する要素

- ① 知識、技術、意識を一貫してとらえた学習内容
- ② 福祉従事者としてとらえた学習内容
- ③ カリキュラム通知以降の厚労省の動き

3) 要約筆記事業関係者の倫理

- ① 情報提供施設に市町村事業を結集させる意義
- ② 事業体の倫理が要約筆記事業を充実させる

要約筆記者の倫理ってなに？

～要約筆記者の倫理綱領策定記念シンポジウム～

日 時：11月29日（土）13時30分～16時

場 所：国立オリンピック記念青少年総合センター
センター棟 セミナーホール

1 倫理綱領策定の経過 全要研理事 堀口佳子

2 シンポジウム

児島亜紀子氏 大阪府立大学教授

新谷友良氏 全難聴 理事長

原田宗一氏 日本手話通訳士協会 前副会長

山岡千恵子 全要研 副理事長

三宅初穂（コーディネーター）

厚生労働省 鈴木敏弘情報支援専門官には来賓として
ご出席いただきます。